

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和7年7月3日

木曜日

号外

目次

選挙管理委員会告示

- | | |
|---|---|
| ○選挙長、選挙分会長及びこれらの職務代理者の選任 | 1 |
| ○選挙会及び選挙分会の場所及び日時 | 2 |
| ○ポスター掲示場にポスターを掲示できる日 | |
| ○政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所 | 3 |
| ○選挙公報掲載順序のくじを行う日時及び場所 | |
| ○投票記載所等の参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所 | 4 |
| ○選挙運動に関する支出金額の制限額 | |

告 示

富山県選挙管理委員会告示第45号

選挙長、選挙分会長及びこれらの職務代理者の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長及びこれらの職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和7年7月3日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

職 名	住 所	氏 名
参議院選挙区選出議員選挙 富山県選挙区選挙長	富山県黒部市	堀 内 康 男
同上職務代理者	富山県射水市	安 東 誠

参議院比例代表選出議員選挙 富山県選挙分会長	富山県富山市	足 立 政 孝
同上職務代理者	富山県富山市	八 島 美智子

富山県選挙管理委員会告示第46号

選挙会及び選挙分会の場所及び日時について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第77条の規定により、令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

令和7年7月3日

富山県選挙管理委員会

委 員 長 堀 内 康 男

区 分	場 所	日 時
参議院選挙区選出議員選挙 富山県選挙区選挙会	富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県庁本館3階特別室	令和7年7月23日 午前9時30分
参議院比例代表選出議員選挙 富山県選挙分会	富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県庁本館3階特別室	令和7年7月23日 午前9時30分

富山県選挙管理委員会告示第47号

ポスター掲示場にポスターを掲示できる日について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 144条の2第5項の規定により、令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、市町村の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場にポスターを掲示できる日を次のとおり定める。

令和7年7月3日

富山県選挙管理委員会

委 員 長 堀 内 康 男

ポスターを掲示できる日 令和7年7月3日

富山県選挙管理委員会告示第48号

政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所について

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和7年7月3日

富山県選挙管理委員会

委 員 長 堀 内 康 男

1 くじを行う日時

令和7年7月3日 午後5時30分

2 くじを行う場所

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県庁本館4階大ホール

富山県選挙管理委員会告示第49号

選挙公報掲載順序のくじを行う日時及び場所について

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和7年7月3日

富山県選挙管理委員会

委 員 長 堀 内 康 男

1 くじを行う日時

参議院選挙区選出議員選挙の選挙公報のくじについては

令和7年7月4日 午後5時30分

参議院比例代表選出議員選挙の選挙公報のくじについては

令和7年7月4日 午後7時

2 くじを行う場所

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県庁本館4階大ホール

富山県選挙管理委員会告示第50号

投票記載所等の参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序の
くじを行う日時及び場所について

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の
名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和7年7月3日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

1 くじを行う日時

令和7年7月3日 午後6時30分

2 くじを行う場所

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県庁本館4階大ホール

富山県選挙管理委員会告示第51号

選挙運動に関する支出金額の制限額について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条及び公職選挙法施行令（昭和25年
政令第89号）第127条の規定による令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員
選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりであるので、同法
第196条の規定により告示する。

令和7年7月3日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

参議院選挙区選出議員選挙候補者1人につき 34,818,300円